

高齢運転者の事故防止対策について

国土交通省では、相次ぐ高齢運転者の交通事故に対処するため、関係省庁とともに副大臣等会議を開催し、本年 3 月末に中間取りまとめを行った。中間取りまとめでは、①自動ブレーキ等の先進安全技術が一定の性能を有していることを国が確認し、その結果を公表等する制度の創設、②自動車メーカー以外の者が開発する後付け装置の効果や使用上の注意点を評価し、ユーザーに公表する枠組みの創設について、それぞれ検討することとされているところ。

一方、平成 28 年度第 3 回車両安全対策検討会における議論等を踏まえ、今後、これら制度については、以下のとおり創設に向けた検討を進めていくこととしたい。

1. 自動ブレーキの性能評価・公表制度について

① 制度の位置づけと目的

- ・ 先進安全技術については、平成 28 年 6 月に取りまとめられた交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書に掲げられているとおり、当該技術の開発・実用化・普及状況に応じ、技術指針の策定、自動車アセスメントの実施、基準化・義務化等を通じた普及促進及び低廉化を図っていくことが適当である。
- ・ 本制度は、現在性能にばらつきがある自動ブレーキについて、国が交通事故の削減に一定の効果が見込まれる水準を示すとともに、その水準に達しているものを認定することを通じ、性能や消費者からの信頼性の向上を図ることにより、普及を促進することを目的とする。

※ 本制度は、自動車メーカー等から申請のあった自動ブレーキの性能が一定の水準にあるか否か確認するものであり、市販車の自動ブレーキの「性能比較」を行う自動車アセスメント（それぞれの自動ブレーキの性能差が明らかとなるよう、様々な速度で試験を繰り返し行い、点数付けを行う）とは異なり、試験条件は 1 つであり、結果は○か×のいずれかで示される。

② スケジュール

平成 29 年度中 試験法の策定・大臣告示等の整備

平成 30 年 4 月 自動ブレーキの性能評価・公表制度の創設

2. 後付け装置の性能評価・公表制度について

① 制度の位置づけと目的

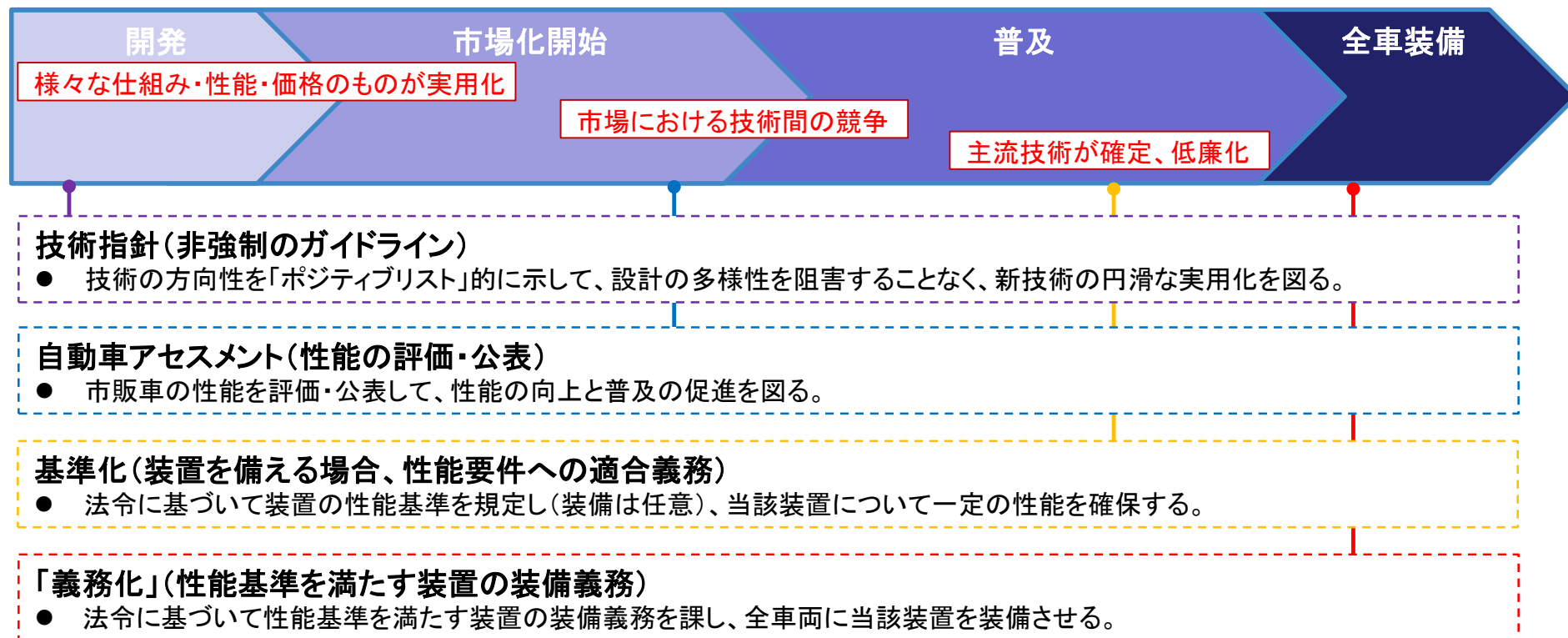
- ・ 現在、後付け可能な安全装置が多数開発・販売されており、中にはペダル踏み間違いなど高齢運転者特有の事故の防止に資すると期待される製品もある。一方、その機構や性能は様々であり、一部には適切に使用しなければかえって危険を生じさせかねない製品もある。
- ・ 本制度は、ペダル踏み間違いによる事故や車線の逸脱等の事故の防止に資する後付けの安全装置について、保安基準への適合性の確認はもとより、使用時の効果や注意点等を客観的に評価し、その結果をユーザーへ提供することを目的とする。

② スケジュール

平成 29 年度中 後付け装置の実態調査、性能評価手法等の策定

平成 30 年 4 月 後付け装置の性能評価・公表制度の創設

＜先進安全技術の開発から普及までの一般的なフェーズ＞



＜乗用車の自動ブレーキ※の普及促進に関するロードマップ＞

※ 乗用車の自動ブレーキについては、高齢運転者による交通事故防止対策の一環として、「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議において、新車装着率を平成32年までに9割とすることを目標として掲げたところであり、目標達成に向けた環境整備を早急に進める必要がある。

